

## 吹田市環境審議会議事概要

---

平成 23 年 (2011) 2 月 10 日 (木)

午前 9:30～午後 0:00

吹田市役所中層棟特別会議室

---

### 〈出席委員〉

小畑雄治郎委員	上甫木昭春委員	芝田育也委員
中野道雄委員	新田保次委員(会長)	保田淑郎委員
和田武委員	和田安彦委員	中本美智子委員
池淵佐知子委員	竹内忍一委員	和田学委員(副会長)
村口始委員	島晃委員	河邊哲郎委員
大野和之委員	福田愛夫委員	井川文夫委員
奥井景子委員	仲西智裕委員	

### 〈欠席委員〉

井上亮二委員	末廣美津子委員	瀬部俊司委員
高野正子委員	立木靖子委員	

※委員 25 名中 20 名の出席により吹田市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定である会議の開催要件を満たしている。

### 〈事務局〉

富田副市長 平井都市創造総括監 永治部長、柚山次長  
後藤環境政策推進監 畑澤総括参事 中嶋課長 齊藤課長 中島参事 尾上参事  
竹原課長代理 伊藤課長代理 橋田主査 清水主査 萬谷主査 佐藤主査 村澤係員

〈傍聴者〉 1 名

---

### 〈次第〉

- 1 (仮称)吹田環境パートナーシッププラザについて
- 2 吹田市環境影響評価条例改正(案)について
- 3 その他

〈進行〉

- 1 委員長あいさつ
- 2 傍聴者確認（1名）

―開会―

- 1 （仮称）吹田環境パートナーシッププラザについて

会長 ○それでは、議事次第に従いまして、（仮称）吹田環境パートナーシッププラザについての報告を事務局からお願いします。

事務局 ○〈（仮称）吹田環境パートナーシッププラザについての説明〉

会長 ○ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

委員 ○これまでの資源リサイクルセンターから名前を変えるだけかなというのと、どうもそれだけではないとの説明もありましたが、前の資源リサイクルセンターの方がイメージはつかめるし、なじんでいる。わざわざ名前を変えなければならないのかなという気がまずします。資源リサイクルセンターからなくなる機能、仕事ですね、それがいいのかどうなのか。予算は額としては充実されるのか。その基本的なところをまず聞かしてもらいたい。

事務局 ○名称の変更理由につきましては、そもそもは、環境モデル都市応募ということに起因します。当時、資源リサイクルセンターからパートナーシッププラザに変更することで、守備範囲を廃棄物中心としたものから、今日的な対応ということで地球環境問題まで膨らまさせていただきたいとそれに対応していこうと、また、第2次環境基本計画におきまして、環境学習の拠点と位置づけられたことに端を発すると思っております。なくなる機能ということでおっしゃっておられますが、現在、機能につきましては、運営検討委員会に委ねられるところが多いですので、今、お答えできるものではありません。予算につきましても、これからの改編となってまいりますので、その予算につきましても、お答えできるレベルに達しておりません。

会長 ○いかかでしょう。

委員 ○地球環境問題まで対応を広げるとおっしゃいました。今までのリサイクルセンターでも当然やってこられたと思いますが、そのあたりが、よくわからない。これどのような検討をいままで検討委員会などで、新しい機能をどうするのか議論されてきたと思うし、もうこれはいらぬというような機能、そんなことはなくて充実ということで議論されたんだと。検討委員会、これまで15回、ヒアリング含めてなされたという報告がありましたが、そのあたりよくわからない。

- 事務局 ○現在の資源リサイクルセンター条例にその性格が表現されております。その業務の範囲といいますのは、やはり廃棄物を中心とした循環型社会の形成ということを目指した内容となっております。その一部の派生結果として、地球環境問題にもふれてやっておられることも一方の事実であります。今回見直すことによりまして、循環型社会を基調としました地球環境問題に守備範囲を広げることに意義あるものと考えております。
- 会長 ○対象範囲は広がるということですのでよろしいんですね。
- 委員 ○3 ページの期待される役割、行政が最後になっていますが、大学よりも後。市民は、地球環境問題で大きな役割を果たしていかないといけないというのはわかるが、大学も同じというのもわかりますが、その後というのは、ちょっと理解ができないですね。
- 会長 ○はい、この順番についてはいかがですか。
- 委員 ○前の資源リサイクルセンターではどうなっていましたか。それも含めて。
- 事務局 ○この順番ということにつきましては、我われなりの議論の経過ということであげさせていただいております。各主体が中心となって、行政主導ということではなく、市民なり、事業者なり積極的にご参加いただき、その本来持つ機能を活用していただきたいというのが、ここにあるために、従前の比較的行政が中心となって動かしてきたものから、新たな脱皮の形態ということで、行政というのを一番最後にあげさせていただいたものでございます。過去の例についても同じような形態をとっておったと思いますが、すみません、明確には覚えておりません。
- 委員 ○これまでの資源リサイクルセンターについて、こういう役割についてどうなっていたか報告がなかったが、きちりと報告してほしいのと、お金を出すのが吹田市、これがなかったらできない。行政の役割が、環境施策の展開とあとは支援だけとなっているが、それでいいのかなど。もう少ししっかり書いてもらわないといけないと思う。
- 事務局 ○補足説明ですが、構想の 10 ページをご覧くださいませでしょうか。今ご指摘の点につきましては検討委員会でも議論になりまして、この図なんです、市民、市民の公益活動団体、事業者、事業者にもCSRを大いに発揮できる大規模な事業者と商店街の商業者とひとくくりに事業者といえないなど。大学にも大学そのものなのか、大学の先生方なのか、それから行政にも2面性3面性があるだろうと。今、おっしゃいましたように、経済的、金銭的なサポートをする意味での行政、それから、率先して実践する主体、それから、プラザそのものを運営する、そういう役割。それで、この図を検討委員会でも議論いただいたのですが、まず、この桁のような一番下に行政がございませ。そして施設運

営者がいて、両者で全体を支える。環境パートナーシップの推進組織、これは個別名称ではないのですが、推進する組織にはこういうような、さまざまな主体が入って、パートナーシップを結んで進めていく。これがその、中身の運営に関わる主体の行政。左側の外に、今まさに、ご指摘いただいた、ヒト、モノ、カネ、知恵、情報、こういうものを市民、事業者、行政、こういう主体がサポートすると。それぞれの主体がそれぞれの立場で、支え運営していくと、そういうことで、単純に行政は何をします、大学、事業者は何をしますということでは表現できないなという議論がなされました。少々わかりにくい複雑な図になったのですが、全体の概念図はこういうことになるだろうというご議論をいただきました。

事務局

○それと過去のリサイクルセンターの状況ということでお尋ねいただいている件ですが、設立当初、大きく機能が二つあります。ひとつは事業を行う事務局部門。もう一つは市民研究所。この大きな機能を2つもっております。事業に関しましては、市民工房で、リサイクル活動の啓発であったり、出前講座等々を行っております。それともう一方、研究所につきましては、現在市民研究員という制度で行っております。それぞれ、公募しました市民の方に参加いただき、それぞれの研究テーマのもとに、主担研究員という大学の先生の指導のもとに、市民目線での研究活動というものを繰り広げていただいております。ただ、この市民研究員という制度は、市民研究員というところに落ち着いていますが、当初は、大学、行政、産業といったところの参画もいただいた上で、研究所活動を進めていきたいというところを構想としておりましたが、バブル期がはじけまして、まあそれが一つの要因だと思われませんが、企業等の参画が厳しくなり、市民研究活動に凝縮された活動になっているところでございます。

会長  
委員

○いかがでしょうか。

○リサイクルプラザを地球環境問題にまで広げて、建物を建てるという話なので、その辺の場の不足といいますか、スペースがどういうところに使われるのかということと、規模ですね。どの程度の平米のものをつくれるのか。さきほどお話のあった、環境モデル都市に応募したということですが、そこからも補助金が出るのか出ないのか。今のプラザが、予算がどれくらいなのか、説明していただくと非常に理解が進むと思います。

事務局

○まず、環境パートナーシッププラザは新たに館を設置するというものではございません。現在、焼却工場の同一敷地内に資源リサイクルセンターという建物がございます。その建物を改修し、こういうような施設にもっていきたいということがまず1点です。それと環境モデル都市は、吹田市は応募はさせていただきましたが、残念ながら選にもれまして、その補助をいただいているとい

うところではございません。予算につきましては、だいたい7千万ぐらいのところの規模で運営を行っております。

会長 ○環境モデル都市は、いくつか進んでいますが、次のがでますよね。その辺は考えられている？

事務局 ○低炭素都市推進協議会というものに、吹田市も加盟しておりまして、逐次情報は頂いております。

会長 ○環境未来都市、なんか新しいしくみができそうなので。勉強して応募してもらったら。

委員 ○まずは、名称が非常にわかりにくい。パートナーシッププラザって、聞いただけでは、環境とついていますが、何のことか市民にわかりませんか。行政側が言いたいことはわかるんです。環境にみんなでパートナーシップで取組んでいくという意味はわかるんですが、そのままの名称でわかりにくくないですかね。

事務局 ○資料2の1ページ目、「はじめに」の左欄19行目をご覧頂きたいと思います。ここで、我われの目指すパートナーシップとはかくありなんということを示させていただきます。具体的に読まさせていただきます。「パートナーシップとは、このように立場に異なる組織や人同士が、共通する明確な目的の実現のために対等な関係に立ちつつ、それぞれの得意分野を生かしながら、連携・協力しあうことを意味します。」ということで、これからの市民参画を求める新しい形態であると、いままでもそういう土壌は作られてきましたが、それをさらにステップアップしていきたいとされるかと思っております。ここを大きく強調したいために、環境というジャンルに絞って、環境パートナーシップという言葉の前に押し出させていただいているということをお願いしたいと思います。

事務局 ○お問い合わせの、市民にとってこれまでの、なじみの深いあの施設からパートナーシップという名称で、わかりにくくなるのではということですが、私どもといたしましては、まず構想を固めて、機能、あるいは施設の中身を今後検討していくという中で、たしかに市民団体の方たちとお話させていただきましたが、くるくるプラザという名称が非常になじんでいる、非常に市民に定着しているという中で、どう考えるのかというご意見もございました。今後、機能、運営方法を検討していく中で、愛称募集、名称も含めまして、今後の課題ということになろうかと思っております。

委員 ○名称についてはやはり、パートナーシップを組むというのが目的ではなくて、パートナーシップを組んで、地球環境に取り組んでいくということなので、ちょっと、わかりにくいというのも合わせて、市民ともう少し考えるべきではない

かと思えます。それから、中身を見たら、他の施設との関係性、連携ということがすごく書かれていますが、地球環境に取り組むということで、今までごみ中心できたものを、自然とかに広げていくとかになってますよね。とするといろんな施設と関係してくると。役割分担と連携ということが、名称とともにあいまいになっていくという気がする。博物館まで含めて書かれているわけですよ。野活も名前が変わっていますが、その辺との関係とか。ちょっとその辺の全体的な考え方をもう少し、いろんな分野と整合しないと市民側が参画してもらうときに、私はあの施設に関わってこの事業をやっていく、パートナーシッププラザと関わって同じことをやっていく、同じことをやらないといけないのか、私たちはここでしっかりやるのか、私自身も整理できないんです。どう考えたらいいのかなと。

事務局

○私どもがこのたび目指しているパートナーシッププラザの構想案の基本は、さきほど申し上げましたが、循環型社会形成を目指してきました現在のリサイクルセンターをベースにおき、それに加えて地球環境問題にも守備範囲を広げてやりたいということが基本であるとおもっております。ここで、他の施設との連携ということをおもっておりますが、他の施設との連携という部分につきましても、それぞれの守備範囲を明確にする、事柄を明確にする連携と、互いの機能を高めあうための連携と2種類あるのかなと思っております。今回の、我われの連携ということでの話は、ここではそのように書かせてもらっているつもりですが、我われの機能としての基本は、循環型社会の形成とそれを基本とした、地球環境問題についての連携ということが基本であるのご理解願いたいと思えます。

委員

言葉でいうのは、言うのはたやすいといえますか、実際やる側とか、やっていただくことになったときに、具体事例になったときに、いったいどこが、なにをするのか、というのが、非常にわかりにくくなるのではないかなと思えます。言葉で言うのはきれいですし、連携しますとか、役割分担しますとか、簡単なんですけど。今は、ごみとかリサイクルに関心があって活動したいという人が、リサイクルプラザに行っていますし、自然系のフィールドワークを求めている人は野外活動センターに行っていますし、もう少し歴史に関わるのであれば博物館に行くというように、わかりやすいんですが、全部が一緒に、全体が地球環境なんだということになったら、いったい、どこに行ったらどんなフォローがあるのかということがはっきりしないことには、どこともやれるということでプラスになるのかもしれないが、その辺の行政側の受け止めかた、受け皿をきちっとしていかないとよくわからんということになるのではないかと。

会長

○ご意見はよくわかりますので、他の委員の方の意見もあると思うので、いち

いち答えてもらおうと時間ももったいないので。

委員 ○それはわかります。何回いっても今の時点では、同じだと思いますので。

委員 ○あと2点あるのですが、先ほども事業者の関係で、バブルがはじけて、不況になったために、予算が減ったので、もともとの構想であった事業者との連携の点で難しくなったということですが、今もその状況はそんなに変わっていない。非常に企業さんは厳しい状況にある。そことどうやって連携していくのか。それが可能なのかということをもう一度考えていただきたいなと思っています。

事務局 ○さきほど、私の方からそのように説明させていただきました。変わらないのではないかとということですが、一部経済的な面ではそういうことはあるかもしれませんが、社会的な土壌という点で、企業的な価値観という意味でも、CSRという社会貢献というものが、企業のひとつの目玉商品的な活動になっていると思われ、われわれとしましても、企業側の社会貢献部分につきまして、期待をよせて、事業者の参画ということをうたわせていただいております。

委員 ○それと関連しますが

会長 ○それぞれまとめて聞きますから、いちいち答えなくて結構です。こっちが、指示しますから。

委員 ○CSRということですが、結局、企業がそこまで関わってくるかどうかというのは、単純に市民と協力できるからということじゃないと思うんですよ。そこまで考えたときは、行政施策をやるとしない予算がつきませんよね。そことどれだけ関われるかということも含めてだと思っただけです。私、実際13年くらいプラザと関わっていますが、ここ最近は多少連携がとれるようになりましたが、つくった当初は行政との関わりは切れていましたし、市民が何か勝手にやっていると。工房に対して予算だしているけど、市民研究というところには行政の関わりは全くなくて、やっとここ最近少し連携をとって、市民がやっていることを、行政施策に生かしていこうと方向性が出ていますが、企業が絡む、CSRだというのであれば、もっと行政施策の大きな部分と関わってこないとなかなかそういった魅力はないのではないかなと思うので。それを動かすのだったら、構想なので課題になっていますが、動かせる組織って何なんだということなんです。今の形でいいのかどうか。運営組織に非常に力量がいると思うんです。そこがなかったら、いくらこんな構想を作っても、理想なものにならない。

委員 ○話が全然かみ合わない。事務局が、話のわからない委員に一生懸命説得しているという感じがしてしょうがない。そもそもリサイクルセンターというのは昭和56年に北工場が建設されて、その前に、吹田は亀岡問題で灰をどうする

んだという問題で紛糾して、ひいては、社会的にはごみがどんどん増えていると、特に事業系のごみの増え方が半端ではないということのなかで、資源循環どうするんだと、いうことで構想を暖めていたと、それでこの資料によると昭和 62 年に議会で質問に答えるような形で、こういうような構想をじつは持っているということから始まって、4、5 年かけてじっくりと時間をかけて、リサイクルプラザの供用開始にいたっているんですね。その間のじっくりした議論というのは何かというと、吹田のこのままでいくと人口が増えていって、ごみが増えて、物がもったいないと、まだ使えるものは、ちゃんと使おうという。お金的には、基本財産にあたると思うところだと思うが、事業者にも半分くらい出してもらって、大阪府や国の理解ももらって、補助金もらって、吹田市もお金出して、いわば、総合技でこのリサイクルセンターがスタートしたわけですよ。そういうふうな議論が暖まって、言いたいことは何かというと、リサイクルセンターをやったときは、そういう社会情勢や課題を克服するために、ごみの 5 種分別という施策を推進させるということで、そのいわばドライビングフォース的なものが、このリサイクルプラザですよという、ハードもやるけどソフトもやるよと、社会の課題にも対応しますよというところが、それぞれが理解深めあって、これはやらないと仕様が無いと、事業者もお金出す、市民も協力する、行政もせつせと地域に説明に回りますよと、過去の吹田市の良さとか歩みがあったわけじゃないですか。それをパートナーシップに変えるというのは、時代の流れだというのはいいかもしれないが、いいか悪いかは議会で決めたいと思いますが、ここは審議会なので、□□委員もおっしゃっていますが、まず、言葉を聞いた時によくわからないからはいって、そもそも何をやるんですかと。お金もないし、施策も決まってないから答えられない。そういうものを審議してほしいと言われたときに我われは非常に困るんですよ。

会長 ○この位置付けですけど、環境審議会で議論する位置付けをもう一度整理していただけせんか。

委員 ○いや、環境審議会の議論は、何度も入っているのでわかっているつもりですが、要するに、パートナーシッププラザに変えたいという行政の思いが、何かしらの施策を展開させるための、もともとのリサイクルプラザと 5 種分別の関係のように、パートナーシッププラザと何々を進めたいという核がないと、あれもやりたい、これもやりたい、あの施設ともくつつきたい、全部やりたい、あげくに、地球環境を、宇宙のことわりまでモノいいますよとなったときに、何を言っているのですかということになる。もっと具体的に、生ごみの堆肥化のあの例の箱を各世帯に配りますよと、5 種 12 分別の 5 種をとっばらって、12 分別の説明にまわりますよとか、何かないのですか。何かないと、何をす



事務局

るのかそもそも論からはいるわけですよ。ちょっとそこを説明してください。  
○リサイクルセンターが作られた経過というのは、当時、全量焼却ということ  
を、今のような分別ということを経ずに行っていたので、焼却工場の限界に近  
づくということからも、構想が積みあがってきたものと思います。それに対し  
て、今、おっしゃられました分別という形態を取り入れてきたという経過もご  
ざいます。今回、我われが、申し上げておりますパートナーシッププラザにつ  
きましては、守備範囲を地球環境問題ということに広げたいということをし  
申し上げておりますが、我われ、第2次環境基本計画においても、核として申し上  
げております、低炭素社会形成のための地球環境問題であると提案させていた  
だきたい、喫緊の課題である、CO2を中心とした温室効果ガス排出抑制のため  
に吹田市をあげて取組んでいきたいということが、このパートナーシッププラ  
ザへの変貌であると考えております。

委員

○それは何度も聞いているのでわかりますよ。その理想とか理念というのは、  
地球環境問題だと、それはローカーボン社会だと、それはわかりますよ。でも、  
それは、全世界とか日本とか、府とか、市とか、住民とか全部を貫く問題です  
よね。ここは行政体として吹田市なので、吹田市の施策とくっつけるとしたら  
何なのか。

事務局

○昨年4月から資源循環エネルギーセンターを稼働させ、市内の廃棄物処理に  
取組むということで、進んでまいりました。それとあわせて、次の課題として、  
ストックヤード建設ということで、いわゆる資源にあたる部分、古紙、ビンそ  
ういったたぐいを再生活用していくということで、府、国の支援を受けながら、  
整備をしていくということに手をつけております。その一方、次年度に国の廃  
棄物処理法で定められております、廃棄物処理の基本計画、吹田市としての基  
本計画を、現在も持っておりますが、現在の状況に合わせて見直していくとい  
う計画を今、たてております。廃棄物の分野では、ハードの部分、施設が完成  
するとともに、次の課題として、ストックヤードの整備が進められる。それと  
あわせて、市民生活を進めていくということと合わせて、環境配慮指針という  
ことで、前回は皆さんにお示ししましたが、市民のライフスタイルの関係、大  
学のキャンパスライフの関係、事業者の活動、そういったことについての、市  
民にご協力いただいて、減量、あるいは低炭素を目指すことも提起させていた  
だいています。そういう中で、拠点を担うといいますか、なじみの深かったく  
るくるプラザ、これは、資源循環を目的とした施設から、今申し上げましたよ  
うな関係の計画、それと合わしまして、新実行計画、これにみあった活動を進  
める拠点施設として、進めると。もう一度この検討をしてみたいということで、  
各先生方のご協力も得ながら検討をしているということでございます。全体と

して、廃棄物あるいは資源循環、低炭素化、こういったことを進めることで、環境世界都市を実現していくという構図をつくりあげたい、こういうことでございます。

委員 ○くるくるプラザというのはそれなりに定着している名前だと思います。小学生の孫が見学にいたりして、だから、くるくるプラザという名称はそのままにして、一種の新装開店で中身がグレードアップしたというわけにはいかないのかなど。ここまで定着しているのに、その少し難しい用語で、パートナーシッププラザとか。いったい何ができるのかと普通の人は思いますよ。一般的にカタカナ英語がずっとあって、今年環境白書でも、十何ページに渡って、辞書がついていますよね。こういうのが必要な、こんなパブリックコメント何度やっても、ほとんど反応というのは、出しがたいと思う。だから、現状で不満が出ているとかでなく、定着している名称については、中身が新装開店で、こういう風にふくらみまましたと、利用なさったらどうかと私は思います。

委員 ○各委員さんがおっしゃっているのは当然のことだと思います。このリサイクルプラザも大きな機能をしていますからね。ごみをリサイクルする、低炭素社会にするキーは、結局ごみの問題なんです。生活に関わってくるので。だからこの辺の機能しているのを、全くなくして、連携という言葉でパートナーシップと書いているだけなので、余りにも単純なんです。そこへ意味つけているだけなので、だから、今は□□委員がおっしゃったように、ものを言うことでなくて、実行する時代なんです。実行しないから、だんだんだめになっていくので、実行するためには、今まで機能していたのだから、今までのくるくるやリサイクルという言葉を生かして、さらに加えるということではないと、今までの低炭素社会をねらっているのが出来なくなると思います。

会長 ○たくさん意見いただいて、まとめさせていただきますが、それから今後の対応について提案していきたいと思うのですが、今日の審議は、パートナーシッププラザ検討委員会の方で審議された案が、私どもの意見を聞きたいということが出てきたわけですが、その中で、先ほどもありましたように、一番大きなのは、まあ仮称ではありますが、名称自体が非常に誤解を与える可能性があって、いままでのリサイクルセンターの機能自体が変貌をとげるのではないかなどというようなことを危惧されるご意見もあったと思いますが、そうではないのでしたら、地球環境問題が加わって、それから市民協働、事業者協働がより評価される世の中になったわけで、センターの中で強化していくという姿勢が、きっちり、構想の中でうたわれているかどうかです。その辺をまず、見ていただきたい。それから、この次の実施計画の段階で、非常に一生懸命行政がやるのかという危惧もあって、その辺の手立ても含めて一定説明がないと理

解ができないといったところもあったのではないかと思います。そこらあたり、基本構想に書けなくても、どういう姿勢で、これから検討委員会でどういう議論をされていくのか、どう構想に反映するのかという、手順をもう少し深めていただきたいなと思います。そうした時に、今後の進め方ですが、いつまでにこの（案）をとる予定ですか？今日の話だと、委員会の人と一度勉強会のようなものやって、きっちりそこで説明を聞いて、ご意見を言った方がいいのではないかなと思うのですが。そういうのは可能ですか。議会は議会できっちりやってもらっているのですが、我われの勉強の場としては。

委員

○おっしゃるとおりでね、この審議会には、議員の方もメンバーに入っているの、委員として発言されるのはいいと思うし、当然だと思いますが、今、会長がおっしゃったように、やはり、これ、僕なんか拝見して、一応思うのは、いろんな自治体で、ごみ処理の問題が大きく取り上げられている。吹田市はこういう意気込みで、ごみ処理に対して、僕はごみの定義からしてもらわないといけないと思っていて、ごみだったらリサイクルできないのがごみだろうと思っていますので、今は、何でもかんでもごみという概念の中でできてきているので、それを吹田市はこういう形で取組むんですよというのがこれだと僕は信じてきていますので、会長がおっしゃるように、その中で、気づくとか、手をつなぐとか、進めるとか、取組むといったようなことを行政が強くなると、そういった気持ちで、ここへ来ていますので、これは、他の地方自治体は一生懸命やっているけど、吹田市は、こういう形でするんですよということを、これに書かれているんだろうと僕は思って、この場にでていますので、それがそうでないとなれば、会長おっしゃっているように、もう一度、こういう審議会に出せられるような足腰の強い資料なのかどうかということ、どこかで、一度検討した上で出していただかないと、僕たちどういう発言をしていいのかさえ、よくわからないということになりますので、今の会長のご提案を僕は支持したいと思います。

委員

○今回の基本構想案、ここから、あといったいどうなって、具体的にどうなるのかというのが、見えていないので、色々疑問とか意見とか出てきていて、施設の名前についてもどうなのかという部分だと思うので、今回の基本構想案にもられている、今までの資源リサイクルセンターだけでは足りない部分を盛り込んだものにしたいという基本構想としては、私は是とする方で、ですから、今日の部分はいいんですが、ただ、それを具体的にする部分が見えていないので、その部分を議論する場はもっといただきたいなと思います。ですから、みなさんが基本構想すら、おかしいという意見があるんだしたら、差し戻しというか、差し戻しになるかどうか、わかりませんが、検討委員会とこことはまた違う立

場なので、わかりませんが、そのあたりどうなのでしょう。構想としてはいいのではないかと理解しています。

委員

○いろいろなご意見をお聞きして、公害問題から、環境問題、地球環境問題へと変わっていくなかで、公害問題の場合は、公害対策部とかそういうスペシャリティが対応してきたわけですね。地球環境問題になってからの特徴として、これはもう行政の全体が取り組むという仕事なんですね。ですから、環境基本計画というのは、地球環境問題を行政全体が取り組むあるいは、行政が市民、事業者を巻き込んで取り組むという基本構想を表していると思う。そういう意味では、環境パートナーシップの中に、地球環境問題を入れるというのは、そのプラザがよほど機構が充実して、予算が拡充して、それに関連するもの全てを一体化して取り組むということであれば別ですが、少なくとも、事業者が地球環境問題については責任を持たなければ、その、部局だけが取り組んでもできないことなのです。だから、そういう意味では、環境パートナーシッププラザというのは、地球環境問題の歴史的な流れ、世界的な流れと全然一致していない。むしろ、ここにひとつ分局化してここに集中させようというのは、余りにも膨大な課題をそういうところに集中させるのは、私は、公害問題から地球環境問題に取り組んできて、非常に理解できない。まさに、ちょっと、極端かもしれないが、言葉のあやでもって、地球環境問題に対応しようというような気さえ感ずる。環境問題というのは全ての人間活動が、地球環境というものを踏まえて、進められることが求められている。人類最大の課題となっているわけですが、そういう意味では、名前のパートナーシップっていうような使い方も非常に甘いのではないかと。もっと非常に専門化して、専門化したものを組み立てることによって地球環境問題の対策が進むので、その専門化を少しずつ薄めていって、なんでもかんでもパートナーシップにもっていくような流れは、私は、今までの吹田市の公害対策、環境対策の歴史から見て、大変残念に思いますね。もう少し、ドライに取り上げて、それをしっかりと対策をしていくという、情緒にながされるのではなく、非常に理性的に個々の対策を積み上げることによって、総合的なパートナーシップというようなものが非常に力を発揮するので、パートナーシップを組むパートナー全てがそれぞれの役割をしっかりと自覚して、そのことの組み立てとして吹田市全体の地球環境対策というのはできてくるのではないかと思いますので、その点はやはり、理詰めの議論というのがいるのではないのでしょうか。ムードにながされて、みんなが妥協してしまうというのは、現時点ではもったいないことじゃないかと思います。

会長

○ご意見伺って、吹田の環境行政の根幹に関わるようなお話かと思います。ただ、検討委員会では、15回も専門家も踏まえて議論されていますので、その

辺の内容については、我われも深く理解する必要があると思います。さっきご提案したような形を検討していただけませんか。

委員 ○もうちょっとやりたいのですが、かまいませんか。この手続き論なのですが、環境部があって、この環境審議会が最上位の合議体ですよね。で検討委員会ですか、専門家も入っておられるのでしょうか、検討委員会が出た答えを審議するわけでしょ。どっちが上位に位置されていますか？

会長 ○審議会の下にあるのですか、委員会は？

事務局 ○条例上で言えば、環境の保全と創造に関わる部分についてのご審議いただくのは環境審議会が最上位です。

会長 ○基本構想案はどこで決める？

事務局 ○基本構想案は検討委員会で決めていただく。検討委員会の基本構想として決めていただく。

会長 ○審議会は意見を言う。

委員 ○会長、逆です。検討委員会から出たものを審議会がそれを取るかどうか決める。

事務局 ○その上で、吹田市としての基本構想をまとめると。

委員 ○基本構想は議会にかかるわけでしょ。

事務局 ○まあ、議案ではございませんが。

委員 ○付帯する予算があるでしょ。基本構想が通らなかつたら、付帯する予算も通らない。

会長 ○基本構想はここで承認すると。

事務局 ○ご意見をいただく。

会長 ○意見をいただくということで承認はしない。

事務局 ○ご意見をいただいて、本市の、一番もともとでいいますと、環境パートナーシッププラザをこういう形で、くるくるプラザを改組したいということで、検討していただいてきた、そこで案を作っていた、その案についてご審議いただいてご意見をいただく。

会長 ○案はどこで取る？

事務局 ○案をとるのは、吹田市として、みなさんからのご意見をいただいた上で、吹田市として、案をとった基本構想を作成します。

会長 ○ここで言った意見がそういう形で反映される。

委員 ○そうなるが僕の希望なのですが、検討委員会から部長をはずしてほしい。何かというと、名前も仮称なんです。仮称だから、変えられる余地があるのに、行政が必死にこだわるのは何かというと、検討委員会に委員で部長が入っていて、吹田市として、一定の意思をここで固めているのにもかかわらず、仮称と

いうのは隠れ蓑で、部長まではいってそうですよとやっている検討委員会で、審議会から何言われても、部長まで入って、吹田市としての意思表示もされているのではないかと。検討委員会に入るとしても、室長までとかね、部長ははずしてもらっておかないと。

事務局 ○名誉のために申し上げますが、もともとは、担当の部長が入ったということではないのです。その頃の担当は、環境政策推進監という議事説明員としての役職がございました。そういったことで、担当としては、環境政策推進監。私の担当は資源循環も含めて、担当でございましたので、こういった委員会にはいるということで、整合性をとっていたということでございます。当時の発足時点ではそういうことです。

委員 ○前の環境政策推進監がいたころでしょ。

事務局 ○ですので、次の進め方については、当然検討いたします。

委員 ○これ、この場で言って決められないかもしれないので、副市長に言うておきますが、ちょっと検討してほしいのですが、検討委員会のメンバーが専門家だから、検討委員会のいうことを審議会が聞けというようなとりまとめを会長がされているように聞こえるが、我われは審議会としてここに来ているわけだから、やはり、一定意見を言って、専門家の専門的なご議論かも知れないが、一定ここで聞いた意見はまるめて出してもらわないと、このあと全くとまってしまうからね。だから、この検討委員会に部長が入っているというのは適切ではないと思いますので。きちんと部内調整して、副市長にげたをあずけますので。

会長 ○誤解を与えたかもしれませんが、私はそういうつもりで言ったのではないのでご理解ください。

委員 ○少し質疑させてもらえませんか。会長が入るから、三つどもえになるので。

副市長 ○一昨年の審議会で、審議会の位置付けと行政のPDCAサイクルはどういう関係があるのかといった確認がありまして、環境基本条例に基づく環境基本計画及び環境審議会、ということであれば、Pの段階とチェックアンドアクションの段階は、そういう意味では、立案段階でみなさんのご意見をお聞きし、議論した上で策定すべきであろうということでございますので、実は、ここへ文書を出して十分にご議論を頂くということを指示したのは、私でございます。それは、以前のお約束といたしますか、位置付けがそうになってございますので、我われとしましては、Pの段階のチェックをお願いしていると理解しておりますので。

委員 ○富田副市長のご発言がありました。オープンまでのスケジュールで、9月に早速、施設改修計画案確定というのが入ってきます。施設改修をやるということになれば当然、衣替えした施設でのどういう方向かというのが一定定まっ

ていないと、無理だと思う。となると、3月議会で、こういうことで、議案として出されるかは別として、議会での議員や会派に、審議会で審議をいただきましたと、審議を経ましたと出してこられるつもりかなと。この案がそのまま出されてくるのかなと、それを心配しているのですが、それだとちょっと困るなど思っているのですよ。

- 事務局 ○改修等に関する予算は3月議会では予定はしておりません。
- 委員 ○予算はでないとしてもですよ、この構想をそのまま出してこられるのかなと心配しているのですよ。審議会の審議を経ましたという形でね。それは、ちょっと議論が足りないのではないかと思うので。
- 事務局 ○会長がとりまとめていただきましたように、もう少し意見交換の場をつくりなさいとおっしゃっていただいていますので。
- 会長 ○検討委員会に説明に来ていただいても結構ですし。
- 委員 ○どこで議論する？
- 会長 ○基本構想案に対する意見をそのときにいろいろ説明を聞いてやっていただく。
- 事務局 ○これについて検討していただいた責任ある方から。私ではありません。
- 委員 ○検討委員会と環境部でもう1回これをやるわけ。16回目をやるということ。
- 会長 ○そういうことではなくて、審議会委員に対する説明をする。
- 委員 ○このメンバーで別途日を作ってですか。
- 会長 ○審議会ではないけど説明会の場を設ける。基本構想案の内容を説明してもらおうという。できれば、今後の進め方、実行計画のような行政の考え方も出していただけたら。意気込みとか予算の話とか。
- 委員 ○さっきおっしゃたようなことですよ。
- 会長 ○それでよろしいですか。時間があればずっとやればいいのですが。今のようなことでご了承がええますか。いずれにしても、貴重なご意見たくさんいただきましたので。心に留めて対応してください。

## 2 「吹田市環境影響評価条例改正案について」

会長 ○それでは、吹田市環境影響評価条例改正案について説明をお願いいたします。  
これは、あれですね、昨年8月以来3度にわたって制度改正の方向性を確認してきたということですが、今日の審議すべき事項を具体的に明示して説明をお願いいたします。

事務局 ○〈概要説明〉

事務局 ○〈資料説明〉

会長 ○どうもありがとうございました。前回特に複合的な環境影響の回避に対するご意見がございましたけれども、ただいまも説明がありました全般を通じていかがでしょうか。

委員 ○複合的影響ということで、私が以前から意見を言わしていただいているんですが、非常に、複合的影響をどのような形で規制というか、監視するとか、複合的を何ととるかというのは非常に難しいというように担当者の方から言われています。確かにそうだと思います。そういった中で審査会、影響評価の方で専門の方に考えていただいたということは一つ進歩かなというように考えております。ただですね、私が以前から申し上げている複合的影響というのは、単純に工事が2つ重なるから複合的ということではなくてですね、市民から見た時にその影響というのが1つの開発行為が起こったときにその周辺に及ぼすような道路の環境ですとか、景観ですとか、工事が1つであっても周辺に及ぼす影響というのが、今までの環境影響評価条例ではその範囲内ではやはり影響を見られない、その外、何kmにわたれば、じゃあ影響下にあるのかということはあるかと思えますけれども、やはり幹線道路へのアクセスとかですね、そういった点について非常に、今市民の不安があると、そういうことをどう解消していくかという手段として、何か複合的影響というものを考えられる、指標となるような、何か施策として無いのかということでお聞きをしました。今回、この環境影響評価条例の中にそういった項目を1つ入れるということで、1つの解決策ということでは進歩としては受け止めてはいるんですが、先ほども言いましたように、工事が2つだからということではなくて、数値的にいけているからとか、そういうことではなくて、やはり市民感覚から見た時に行政としてそれに対応をどうしていくのか、もちろん事業者が対応するというのは1つなんですけれども、事業者の範囲内の外で起こることに対して、行政が市民の不安とかに対してどういう説明根拠を持って、どう対応していくのかということですね。例えば毎日放送、何回も担当の方にはお話をしているんですが、毎日放送の関係だったら、やはりどうしても大きな



道路に出て行くとこの細い道の混雑とかですね、そういう影響が非常に心配されています。でも、今の吹田市を持っている条例とかそういったことでは規制ができないし、また数値的にも混雑っていうのは、一定の基準レベル以下であるという回答になるということを聞いています。だけどそれだけで本当にいいのかどうかなんですけれども、まちづくりという観点から見た時に、やはり数値以下であっても、本当にその数値がその値でいいのかどうか、市民の今までの暮らしの環境の中でその数値っていうものがどのレベルなのか、ということをやはり考えて、行政側としてはその市民感覚に寄り添って考えていかないといけないと思いますね。だからそこは研究を続けてほしいなというように思っているんです。はっきりすぐに答えが出るということではないと思うのですけれども、それだけちょっと1つ言わせていただきたいなと思います。

会長  
事務局

○ありがとうございます。今の点について、市から、はい。

○実は、審査会で、先ほど後藤の方から申し上げましたように、審査を部会、それと全体会含めて、ご審査、諮問いたしまして答申をいただきました。その答申をいただく際にも、会長の方から、特にこういった技術指針を実際に運用して、複合的な影響までも含めてチェックをしようという市は全国的にも無いだろうと、そういったことではこれを運用していくということについて、できたら、今まででしたら審査会は個々の事案について審査をしていた、ということがありますが、いくつかのまだ残されている課題があるので、審査会でワークショップのような形でチームを組んでいただいても結構ですから、是非そこで研究を積み重ねていってほしいと、そのために必要なデータ等についても市の方で揃えてもらうような、それで研究をしていくというような任に審査会としてもあたっていただけると、それでいいものを作っていただけると、というようにおっしゃっていただいておりますので、早速内部でも相談をしまして審査会で、個別事案の審査だけでは無しに、こういったことについてのご研究も含めて、お願いをするということにしておりますので、よろしく申し上げます。

会長

○非常に重要な点ですので、定量化はできにくい面もあるかもしれませんが、おっしゃられるように、ここで言ったら、関連表の中の地域社会、コミュニティとか、交通混雑、交通安全のところに関係しますので、是非とも吹田から新しい試みとしてこの辺の評価できるようにしていただきたいと思います。私の要望でもあります。

委員

○今の複合影響については、非常に望ましいことなのですけれども、実際、専門的技術的には非常に難しい。要するに住民に何か幻想を与えるようなですね、そういう規定になるおそれも多分にあるんですね。住民が納得できるような対策を、実際に既成の施設や道路についてですね、新しくかけることができるか、

ということは、行政としても私は非常に難しいだろうというようなことで、その点はやはり行政の中で十分研究していただかないと、言葉で言うほど簡単なものではありません。今まで何十年の環境アセスメントの事例でもそういうことはあるんですけども、既成のものに対しては手の打ちようが無いわけですね。少なくとも既成のものは環境アセスメントしたものであれば、その時点で認められているわけで、それを事後になってまた何かを求めるというのは、制度としてもできないですし、事業者側が応じるはずは無いと思いますのでね、この点はやはり具体的にしっかり検討していただきたい。

会長 ○そうですね。まず第1歩は影響がなんぞやというのをより具体的に把握することが大切だと思いますので、その点よろしくお願いします。他にございませんか。はいどうぞ。

委員 ○事後報告書とか、それから事業者からの見解書の提出ということで、先ほどの資料を見ていて、どこに書いてあったかちょっと分からない、忘れてしまったのですが、事業者が見解書なりを出すときにインターネットでの公開できるようなデータの形も合わせて提出するようにとか、どこかに書いてあったんですが、つまり、この前から言っているんですが、市民が意見書なりを出して、事業者が見解書とかを出した時に、市民がその見解書の出ていることとか、内容とかに、すぐに分からないというのがトラブルの元にもなったりするんですね。そういうことで、インターネットで見られることとか、他でも見られることっていうのを、どこでそういうようにしますというのは、どこかに出てくるんでしょうか。今の施行規則の中には、提出するものとするとか、事項を記載しなければならないしか書いていないわけなのですが、それを市の方で公開しますみたいなことはどこかに出てくるのでしょうか。そうしていただきたいという意味で。

事務局 ○条例の、改正条例案の方にインターネットその他適切な方法によって公表するということを明記いたしております。具体的にはこの技術指針の中で、その時々 of 図書に対してインターネットのファイル形式で、ということをお示しいたしておりますので、その辺りはきちんと条例以下でうたうことといたしております。

委員 ○それで、私などはインターネットで見る方なので、それでいいんですが、インターネットを見られない方もたくさんいらっしゃるんで、その他の方法でというところでは必ず、インターネットで載っていますということが最低限分かるようにしてほしいなと思います。それと、資料6の25ページの事後調査の結果の検討のところの、周辺事業が当初想定していなかったものでそういうのが起こって、複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性がある場合というの

がありますよね。ここで周辺事業の事業者と調整し、というように書いているんですが、先にやりかけた事業者の責任においてやるのか、その周辺事業というのは後からわかったところの責任においてやるのかとか、どういう具合に、これだったら単に調整しなさいよというだけで、どういう拘束力というか、担保があるのかと思うんですが、その辺りも条例とか何かに載っているんですか。

事務局  
委員

○いえ、技術指針のこの部分で範囲を設定いたしております。

○だから、どちらの事業者の責任においてとかは無いですか。両方ともうまく折り合わなかったって言って、物別れでしたから何もできませんでしたということもあり得るのは困るなど。

事務局

○まずはとにかくそれぞれの事業ごとに、施行計画なりを立てておられますので、それらがそれぞれの事情で動いておられると、ただ、このアセスにかかるような大きな規模の事業者さんにとっては、やっぱり社会的責任がございますので、そういった周辺でどんな事業があるか、相手さんも対象事業であれば、この条例の中で、複合影響というものを、東部拠点と貨物ターミナルのように複合影響を見てまいりましたけれども、相手が対象とならない事業である場合、こういった場合はガイドラインなんかを運用しながらということにはなりませんけれども、アセスの対象事業者さんとしては、その責務を有しているということで可能な限りの対応をお願いをします。ただ、おっしゃられるとおり、限界もあります。相手先が聞くことができないということもあり得ると思いますけれども、まずはそういう自分らの、事業者自らの事業だけではなくて、周辺も見渡ししながら工事計画を進めていただくというところを明確にお示しをしているところでございます。

会長

○後から来た、出す人ですよ。

事務局

○対象事業者さんが先行している場合、事後調査の段階ですので、まずは、先行されている対象事業者さんが周りの方にもアプローチをしていただくと。実は対象とならない事業者さんに対しては、ガイドラインがございます。23年度版ではそういった周辺との調整という項目も入れるべく検討をいたしておりますので、お互いからアプローチをしていただくような制度作りにしたいと考えております。

会長

○その辺はガイドラインを作ってもらわないとお互いがほったらかしになっても困るので。

委員

○それで、やっぱり中に立つ行政がきちんとならないと対象となるところが非対象の事業が後から起こってきたというのを、知らぬ存ぜぬになっただけいけないので、こういうのがありますよっていうのはきちんと言わないといけないと思います。

- 事務局 ○その辺りの情報提供はきちんとしていくという形にしております。
- 会長 ○はい、ありがとうございます。ちょっと時間が10分オーバーして・・・
- 委員 ○1点、資料4のですね、7ページ、別表第2、これは評価の提出時期を書いているのですが、その下の行だけを読むと、最初に行う行為の前、と書いてあって、これで何を前にやるのかなと思ってよくよく見たら、提出時期だつてことが分かったが、これはもうちょっと親切に書いとかなないと、日本語として、後の括弧の中みんな最初に行う行為の前、ここで止まっているでしょ。何が行う前にやらないといけないのか、図面見たらやっとな分かるというようなやり方じゃなくて、分かりやすく書いたらどうかと思います。それから、資料4の第2条、用語の意義は条例の例による、というのも、ちょっとなじみにくい。だから使用例によるとか、やった方がわかりやすいじゃないかなと、感想ですけど。
- 事務局 ○ありがとうございます。
- 委員 ○会長すみません。1点だけ。新たな取組ということで11月のこの審議会でも質問させていただいたのですが、今回、今まで事業者が説明会という形でね、ややもすると一方的な、回数だけこなしてということで、その後の住民とのコミュニケーションがとりにくい。部長の方も、環境コミュニケーションを充実させるという取組で、それは意見交換会という非常に画期的なことだと言っていました。あれ以降、様々な形で議論されたと思うんですけども、今回のこの資料4の条例施行規則の中にも提案書意見交換会と、こういう形になっているんですが、改めてご説明いただけますか。この間、どのようにイメージしてきたのか。
- 事務局 ○意見交換会の形式については、検討しているところではございますけれども、以前もご説明をさせていただいておりました、説明会で事業者さんと住民の方々との説明の場というだけじゃなくて、これだけの大きな事業を動かすことについてまちづくりも含めた意見をきちんと交換していただくという意味で行政の方も同席させていただくような意見交換、あるいはコーディネーター、具体的にどういう方というのはございませんけれども、コーディネーターの方をお願いをしながら意見がこういうように交換できるような場を設定したいと考えております。
- 会長 ○すみません、ちょっと・・・
- 委員 ○それでは、聞きたいことだけ、大事なことなので。
- 会長 ○会長の、司会の不手際で申し訳ないですが、私ちょっと大学で、50分から選挙があつて、それには必ず帰らないといけないので。他の委員さんで、もし時間的に都合が悪い方いらっしゃいますか。成立要件が関係します。

委員 ○2人入ったから大丈夫ですよ。

会長 ○それでは、副会長にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会長 ○ちょっと確認してくださいね。

事務局 ○成立要件は引き続き確立されております。

副会長 ○休憩ですか。続けてよろしいか。それでは、副会長を務めます私の方で進行をさせていただきます。よろしくお願ひします。貴重なご意見が出ておりますし、半数くらいの委員さんから声が出ておりますし、他の委員さんにも声があると思いますので、多少時間を延長させていただいて、進めますので、ご意見をお受けしたいというように思っています。

委員 ○引き続き、この11月に、非常に新たな取組ということで評価もしつつ、非常に責任のある立場で、本当に取組を、がっちりとした取組をしないことには、両方、事業者、市民、その間に立つと言ったらどれだけ責任があるかということ、今の話は申し訳ないけれどどこまで考えとったのかなど。それはそれで結構です。同じく資料の第9条にそういう評価意見交換会の流れみたいなものを書いてございますけれども、もう一度流れに基づいて説明していただけますか。10条にかけて。9、10と。

事務局 ○恐れ入ります、評価書案意見交換会あるいは提案書意見交換会につきましては、条例の改正案の方にそれを記載いたしておりますので、施行規則の、まだ施行規則の案ではございますが、この中で、恐れ入ります、1ページのところ、提案書意見交換会の開催等というのが6条にございます。条例の8条2項の意見交換会の開催の周知であったり、その報告書というものを規則の中で定めてございます。意見交換会を実際どういう形で運営するのかというのは規則の中でそこまでは定めてはございませんけれども、どういった開催をするかという規定を作っていきたいと考えております。

委員 ○評価書意見交換会への準備と書いているのは、どんな準備を事業者がされるのですか。

事務局 ○準用でございます。ですので、申し訳ございません。先ほどの第6条を、意見交換会が2度ございますので、提案書段階と、それと評価書案の2度、意見交換会が設定されておりますので、先ほどの第6条というのが前段階の意見交換会、ご指摘いただいております10条では、後の意見交換会になりますので、準用規定ということで書いてございます。

委員 ○そうしたら、会議体の形としたら、会議体で意見交換をしたものが、いわゆる提案書になるんですか。それとも最初に業者が作ってきて、そうしたら説明会と、従来とどこが違うんですか。

- 事務局 ○まず、提案書を事業者の方が提出してまいりまして、それにどんな事業内容の計画があるのか、どんな対応を考えているのかというのが、まずテーブルに載らないとお話にならないと思いますので、そういう形でまず提出された提案書内容の図書について、その意見交換会の中で議論をしていただくというような形で考えております。
- 委員 ○従前の、事業者がいわゆる説明をする、ある意味その中でも意見を受けるけれども、説明をざっとしてしまう、それを何回かやって、これで事業の説明をしましたよと、そういうものでは無く、あくまでもそこでやり取りがあって、もう一度お聞かせいただきたい、改善可能かどうか含めて、そういうのは改めて、そういう場も取ってやるということですね。
- 事務局 ○その辺りを住民の方、事業者さんだけでは、言い合いついていったらおかしいですけれども、意見の主張のし合いになってしまう場合もございますので、そういった意味でコーディネーター、専門の方にコーディネーターとして参加いただくようなことで今は考えております。
- 委員 ○そうしましたら、今ありましたように、非常に大きな問題を抱えて次に臨む、今までとは違いますよと、だからこそ私はこれは画期的な取組だと思っていますので、部長、最後に環境コミュニケーションということに、今回の意見交換会というのは非常に大きなポイントだと思っていますので、その辺、まとめて言っていただけますか。
- 事務局 ○では私の方から、今、□□委員の方からご指摘をいただきましたように、今回私どもが考えております環境まちづくり影響評価条例につきましては、やはり住民の皆様と事業者との、ともすればこれまでは公聴会という形で住民の皆様が自ら出された意見書に基づいて、意見をおっしゃって、そこから回答がその場で出るわけでもなく、そして市の基本的な考え方だとか、そういったことが明らかにされることでは無い制度だったんですね。ですから、公聴会は開かれるものの、2回の意見書提出ということになっておったわけですけれども、担当清水が申しあげましたように、まず一つは図書、これまででしたら分厚い、先ほど出してございましたような要素にかかわる、それに対しての図書、二百数十ページですかね、通常で言いましたら、そんな図書が出されておまして、その縦覧という形だけでご理解をお願いしていたという制度でございました。これからはその中身の概要、これを分かりやすい図書として作成をなささいということも義務付けております。それに基づいて、住民の皆さんは事業の概要を把握することができます。それに基づいて、意見書を出すこともできますし、質問書を出すこともできます。これについては、事業者に対して市を經由して質問、意見を出して、回答をもらう

ということもできます。それについてはホームページ等でアップされて、理解をしていただくということが出来ます。そして、先ほど申し上げましたように、2回の意見交換会を開催させていただくということで、それは先ほど申し上げましたように公聴会が一方的になっておりましたものを、初めての試みで、しかし、しっかりと行政側が住民の皆さんと事業者の計画を受け止めて、対応するというので、事業者、住民、そして私ども行政、それにプラスしてコーディネーターという形で、地元の精通をされている方、あるいは学識経験者に入っただいて意見交換会を行っていく、ということで、進めていきたいというように考えております。

委員 ○先ほど意見交換会を2回とおっしゃいましたけれども、2回で済めば結構かと思えます。しかし、そのことも併せて柔軟に住民の方々と、この意見交換会に向け、万全の体制で臨んでいただきたい。

事務局 ○いずれにいたしましても、この制度の設計の協議をさせていただいた際に、非常に新たな取組ということでもありますし、全国的にこれがやられているということではございません。しかし、非常に関心も高いですし、吹田市が環境まちづくりを進めていこうという決意をしている、その立場から言えばラウンドテーブル的に行政も入って責任を持って進めていくということが必要だろうということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員 ○はい、結構です。

委員 ○すみません。そもそも僕は、市議会自体は継続審査という形にしたのですが、僕は実は内心ではこの条例を応援している方なんです。それは何かというと、僕の理解ですが、入口がそれなりに厳しい分、入ってもらったら手続はスムーズですよと、出口はそれなりに関所みたいな形で、事後調査という形でしっかりとやりますよということで、入口出口の強化によって中身をスムーズにすると。そのスムーズにする道しるべというのは、EGLであったり、CASBEEであったりとか、条例自体の規定であったりということで、行政にしてみても今までみたいな形で時間をかけてじっくりとどうだこうだというよりは、こういうルートに乗ってもらったら事業者さんも早く手続ができるし、やりたいまちづくりも促進できるし、役所としても一定の水準は担保できるということで、からくりというか仕組みとしてはよくできているなと思って、個人的には応援派なのです。先般の新聞記事でもあったのですが、要するにそうやって手続が早くなると、今まで大規模小売店舗の出店というのが、例えば、イオンモールみたいな、イオンモールは例示で言ったんですよ、そこがいいとか悪いとか言っているのではないですよ、ああいうような大規模小売店舗の出店が吹田は環境影響評価条例があって、手続に3年くらいかかる

から、ちょっとその間かなわないなあということで出店を回避してきた傾向があるんじゃないかな、というようなことが新聞で報道されていたんですね。このまちづくり影響評価条例にやり直した時に、手続が早くなったら、大規模小売店舗の出店が促進されるのではないかという懸念は一応あるとしたときに、環境の技術的なこととか、手続論とか色々、議論しないといけないことは専門家の先生にお任せして、環境審議会なので、住民代表としての立場としては、そういうようなことで手続が早くなって、大規模小売店舗が出店になってくると、地元の商店とか小売とかに与える影響も大きくなるのではないとか、いろんな心配事があるのですが、条例本体が規定する規定を超えて、それこそ複合的な要因みたいな形で及ぼされる影響というのは、どのような範囲で、どのようなことを想定されていらっしゃるのですか。

事務局  
委員

○申し訳ありません。商業施設に限らず・・・。

○限らずにね。限らずに、これをやると今までとこう変わるから、こんな効果があるよと、いい面もあると思うんですよ、この条例が求めている効果みたいないい面もあると思うのですが、立場とかポジションの考え方によってはこれでさっさといろいろなものが進んでしまうと、大規模小売店舗が来たりとか、あと事業者がその数値にかかる直前の数で切ってね、1000戸やったら1000戸の手前でね、998とかで切ってね、やってきた時にCASBEEとかEGLで支えますよと言うけれど、一定の心配事があるんじゃないのとか、いろんなことを考えるんですけども、役所の想定はどういうような分野でどんな想定をされていますか。

事務局

○まず、一つ、手続期間の短縮というところでございますが、1年半という目安、見込みをお伝えしてきたところでございますけれども、あくまでも積極的に環境配慮を行った事業者さんに対して、標準的な審査期間で審査会の審査を終えるという仕組みにしておりますので、その辺りが不十分な事業者さんに対しては当然その期間も延びると、逆に先進的に取り組まれるところについてはよりスムーズにということも可能性としてあると考えております。ですので、一概に期間が短くなった、当然審査会にもご議論をいただいておりますので、審査の濃度が薄まらないようには、検討を重ねてきておりますので、一概に早くなったというのではなくて、より高い次元で求めていくような形にしていきたいと考えております。範囲としまして・・・。

事務局

○続きを申し上げたいのですが、今、委員ご指摘の点はどういうまちづくり、まちに対する影響範囲まで守備範囲にしているのかと、守備範囲にしていなくても影響が及ぶ、それをどう見るんだというご指摘だと思うのですが、これは、審査会でもご議論になりまして、影響には社会的な影響と経済



的な影響と環境影響があるだろうと、これは環境影響の評価をする手続でございまして、社会的、経済的に対してどうかという評価軸は持っておりません。ただ、今回、コミュニティとか安全とか交通とか、よその条例では入れてないところを入れました。そういう意味でまちづくりという言葉が条例の名称に入れているのですが、ただ、それで十分かと言われると、やはり既存の制度が、これを10年間続けてきまして、今、まちがそれに影響をされながら、まちづくりが進んできた、何かをさわると必ず影響は出ると思います。それが人によって、地域によって、同じ事象でもプラスと評価される場合とマイナスと評価される場合がある。例えば、緑被率が40%を超えると確実に苦情が来ます。視界がさえぎられて危ないと。ただ、今度は少ないと悪いかというと、展望が良くなる、落ち葉が落ちないからうれしいと、人によって様々なニーズがあるのですけれど、それを一概に、これはいい事、レベルが上がった下がったと評価するのは総合的に評価するのは非常に難しいと今考えていまして、今、ご指摘のように、商業に関して、大規模小売店舗が出やすくなるのではないかと、事実上、この条例が事業者さんに何らかの影響を与えていたかも知れない、それは否定できないところなのですが、この条例の改正と併せて、地域に与える商業、経済活動、社会に与える影響というものをどう見ていくかというのは、例えば総合計画であるとか、都市計画のマスタープランであるとか、そちらの方と市内でしっかり連携を取りまして、環境部だけではなくて、総合的に対応する課題だと、まさにまちづくりの課題だと認識しております。

委員 ○何が言いたいかというと、そうやって手続が一定しっかりはしますけど、やりやすくなったということで、そういう大規模小売店舗の出店等があった時に、やっぱり吹田には市内の固有の、小売とか商店、店舗とか商工会議所の会員さんとかいらっしゃる訳ですからね、この手続を進めることによって地域経済というか、地元の商売が疲弊するとか、甚大な打撃があるということになると、環境問題は確かに大事だが、地元の足腰が弱ったら誰が税金を負担するんだとか、いろんな事も波及してくると思うのです。そういうことも懸念として示しておきたいと思うのですが、私の心情としては、手続を入口でしっかりとして、一定のルートに乗ってもらったら出口でもちゃんと門番がいますよという、この条例を応援したいと思っておりますので、その辺の兼ね合いをうまく進めながらやっていただきたいなというような意見を述べておきたいと思っております。答弁はいいです。

委員 ○まずですね、複合的な影響、それから、面積要件でね、公共用地の提供という面でも面積に取り入れられるということで、ご苦労されてこられたとい

うことは認めるのですが。その上で、ここどうかなというところを質問したいと思います。先ほどの公共用地への提供部分も、規則で定めるということで、明記するというので、この点はいいいですが、複合的な影響については、規則を見ても載っていないような気がするんですが、先ほどの説明では、技術指針の中に書いているというような説明だったと思うんです。何ページだったかな。

事務局

○6ページに。

委員

○6ページのこの表ですね。書かれていますね。これは細かい点についてはこれから検討する余地、問題ということなんですけれども、規則の中に盛り込むことはできなかったんですか。その点をまずお聞きをします。

事務局

○この技術指針の内容といいますのは、事業者がこれを参考に吹田市ではこういう環境影響評価をしないといけないという、ルールをご説明したもので、周辺地域も調べなさいというのは、例えば、人口、土地利用、産業、交通、こういうものも調べなさいということと、同列のものと位置付けておまして、この表の2の一番下に位置付けて、今お聞きいただいている6ページの表の2の一番下の部分に、周辺事業の有無というのを、上にありますように気象、水象等と並べてこれも調べなさいと、吹田市のルールをお示ししております。

委員

○いや、だから、指針に含まれたのは分かっているんだけど、規則の中で技術指針の位置付けといいますか、その、守らないといけないと、あるいは検討しないといけないと、というようなことには…。

事務局

○それは、主な調査項目を個別具体的に規則の中には挙げておりません。すみません、今日お出しはしてないのですが、条例の改正案の7条のところに、環境影響評価の手續、それで、規則及び技術指針で定めるところによりという、技術指針の位置付けをここにしっかり記しております。

委員

○わかりました。今、□□委員がおっしゃられた事と関連するのですが、今回大幅に緩和される点のうち、まず、商業施設、これが今までの床面積5000から3万に緩和する。市民の皆さんに知ってもらって、まず感想は、何でそんなに緩和するんだと、というような意見、大きなところが入ってくる予定があるのかと、そういう話があるのかという、そういうようなことを聞かれる。我々としても、もう一つイメージが湧いて来ない。5000だったらどういう施設が該当するのか、3万だったらどういう施設が該当するのか、わからない、もう一つイメージが出てこないんですね。市内にかかわらず、大阪府下、近隣で、どういう施設が該当するのかしなくなるのか、そこら辺が分かるように例示をしてほしい。今日すぐは無理でも、一覧表という形で出してもらったら分かりやすい。それをちょっとお願いしたい。この問題で、

先月産経新聞が、記事で大規模小売店舗を誘致方向だということで報道されましたけれども、そういう面で、そういう意図があるのか、もう1回お聞きしたいし、商業への影響、コミュニティや地域の環境とも関係してくる、交通問題とも大きく関連してくる、買物客がいっぱい来ることになる訳ですから、その点で、いろんな市民や団体の話を聞くことが大事だと思うのですが、この間、商団連や会議所やら民商さんとも話をされてきたと思うので、どのような意見を持っておられるのか、ちょっと報告お願いできますか。ちょっと心配される点が。数倍の規模で緩和する訳ですから。

事務局

○今、ご発言いただきましたように、商業団体連合会、それと民商さん、新聞記事が出たということもございまして、勉強会を開催させていただきました。その中で当然今ご指摘のように、大きく緩和されるのではないかと、大規模小売店舗が出てくるのではないかと、それ以前に吹田市がそれを呼び込もうとしているのかと、大店を促進しようとしているのか、というところからスタートをしたんですが、まず一つは、環境部としてご説明をさせていただきました。縦割りの弊害と言われればそうなのですが、環境部は環境に責任を持って、この条例を改正すると、それは決して緩和ではなくて、ガイドラインや、先ほどありましたようにCASBEE等で今までかからなかったものまで届出対象にして、かえって強化をしていると考えています。ただ、商業者の方々からは、環境のことはいい、環境を一生懸命やっているのはわかると、条例内容は是とすると。ただ、まちづくり全体として、先ほどありましたように、地元の事業者さんが疲弊して、というようなことも考慮に入れて、庁内で総合的に対応して、この条例改正も進めてほしいと。総合的にはそういうご意見をいただきました。環境部だけでそこを、この条例でフォローするというのは、土俵が違うんだと、これはご理解いただけたと思っております。それから規模要件なのですが、例えば対象事業にしましても、商業を対象事業にしている条例というのは、全国でもほとんどございまして、私の知る限り、高槻市さんと、本市と、尼崎にあったかどうか、後は商業施設というのは環境に著しい影響を与える施設としては位置付けられておりません。ただ、本市としましては、この利便性が高く、快適な環境性能の高い市を維持するには、ある一定規模の商業というのは環境影響評価を行う必要があると、幅を広げております。同じく、今回入れましたレジャー施設でありますとかも、吹田市としてオリジナルで入れたものですが、貨物ターミナル駅も当然そうなのですが、そういうことで例えば開発区域、大阪府ですと50haを対象にしているのですが、吹田市では10haと裾を下げています。そういう意味で、市民に対して著しい影響を与える可能性のあるものは、これでカバーをでき

ているのかなど、いうことで審査会からもこの内容で是としていただいたところでは。

委員

○商業団体からの意見というのが、もう一つよく分からない、分かったような、分からないような感じなのですが、結局条例では具体的に緩和ですよ。5000から最低5万、いや、3万ですか、住宅も3haから1000戸ですか、事実上の、これは間違いありません。それをフォローするものとして、ガイドラインや指針を位置付けるということになると、それはあくまでも事業者の、届出は必要となるというような答弁だと思うのですが、それをこうしっかりと配慮をするかどうかは事業者まかせになりますよね。拘束力は無いわけですよ。そこが心配でね。だから、全体としてみたら、しっかりフォローするものまで事業者に配慮してもらってやってもらうということであれば、これは前進というか改善なんですけれども、本当にそうなるのかという点で心配なので。それは、前に個別で聞いた時には氏名の公表だけだと、事業者のメリットを与えるという、星印を与えるという点で、そういうことで誘導するんだという報告があったのですが、そこをちょっともう一回分かりやすくお願いします。

事務局

○この環境影響評価制度といいますのは、海外から入ってきた制度なのですが、あくまでも事業者の自主性に基いてという、これまであまり規制行政を進めてきた我が国では馴染みの無いものなのですが、手続条例と呼ばれるものです。ですので、本当に悪意を持ってその手続に乗ってこられた場合は、抜け道といいますか、市長意見を全て無視してもストップはかけられません。今おっしゃいましたように氏名公表というのが最も強い行為でして、勧告をして、色々尽くすのですが、例えば、この条例をもって建設をストップさせたら、おそらく訴訟が起こると負ける、そういう手続条例です。ただ、今まで、全国各地、それから本市も4件の案件を重ねてきましたが、そこにはやはり市民の視点というのが非常に強く機能してしまっていて、市民の皆さんから意見書をいただくとか、説明会で様々な声を出していただく、それから、公聴会でも語っていただく、これを事業者が全て無視するというのは事実上あり得ない、不可能なことかなど、程度の問題はあるのですが、そこは審査会からいただいたご意見を市長意見でぶつけると、今回もよりコミュニケーションの幅を広げていますので、周辺住民の方のみならず、市民の皆さんの力をつけていうのを後押しとしていただきたいと思います。そういう思いがあって、意見交換会というのは改正をしたと、そういうところはございます。

委員

○議事運営について、私達いただいた案内状は11時になっていますので、重要な議案ですから、議論していただくのは私も委員の一人としてやぶさか

ではありませんが、やっぱり時間がある以上、その時間の中で議論するというのも一つの運営体系だと思いますので、申し訳ありませんが、時間を決めてですね、今だと何か無制限でいくような気がしますので、ある程度時間を決めていただきたいなと思います。

副会長 ○はい。おっしゃるとおりでございます。途中で交代して審議が大変申し訳ないという風に思っています。時間もキリがございますので、夕方までやってもいいのですが、ご予約もあろうと思いますから、お昼までには、なんとか仕上げたいな、というように考えておりますので、ご協力お願い申し上げます。□□委員、よろしいですか。

委員 ○はい、そうしたらもうちょっとお願いします。その点が心配されるという点と、それから住宅地の開発についても面積用件を緩和されるという点で、この意図がもう一つわかりにくい、そんな開発どこにあるんだという声も聞かれるので、その点ですね、それから・・・、ちょっと間が抜けて、すみません、ちょっと置いときます。

副会長 ○先ほどの、今、現在、分かるあれありますか。3万にしたらどれくらいの場所になるのか。

事務局 ○口頭で申し訳ないですが、3万に決めていただいた、決めさせていただいた、その背景には、具体的には、千里丘のイズミヤがイメージされています。あれぐらいの規模の大規模小売店舗ができれば、やはり周辺への影響を、事実、交通量も大幅に変わっておりますし、そこはしっかり見る必要があるだろうと、今、Dew山田、山田西阪急ビルですけれども、あれが、延べ床で17000㎡になります。

委員 ○Dew山田？

事務局 ○Dew山田、山田の西阪急ビルです。コーヨーが入っている

委員 ○これ入らなくなるのね、条例に？

事務局 ○17000、はい、それは入らなくなります。

事務局 ○ガーデンモールが17000です。Dew山田は、実は大規模小売店舗の床面積としてはそれほど大きくなかったんですけれども、全体としては38000㎡ございますので、変わらず対象事業となります。

委員 ○ガーデンモール？

事務局 ○いえ、Dew山田の方でございます。

事務局 ○すみません、間違いました。南千里のガーデンモールが17000です。

委員 ○Dew山田は34000？

事務局 ○38000でございます。

委員 ○イズミヤは？

事務局

○3万。約3万です。

委員

○これは入るかどうかが微妙なところになるわけですね。

事務局

○3万ですから、3万以上となると。それで、緩和というお言葉があったのですが、緩和の対語は規制かなと、先ほども申しましたように、これは決して規制の条例ではなくて、手続に乗っていただく規模を定めているもので、その規模を今回見直したと、その見直した視点というのは、環境に著しい影響を与える事業は何か、というその1点です。環境に大きな影響とか、かなりの影響とか様々な言い方があると思うのですが、著しいという普通はあり得ないような、想定できてないような事業を定めています。それでレベルを揃えると、開発事業は10ha、それから大規模小売店舗もやはりイズミヤレベルかなと。それから住宅に関しましても、毎日放送の開発というのは当然入ってくるだろうと、その辺で1000戸になった。それ以下につきましては様々な規制法、騒音、振動、大気、それから条例等もございまして、建築基準法があって、都計法があって、この条例にかからないから、何かひどい物ができるということには、我が国の制度ではなっていないと、ただ、それにまだガイドラインを上乗せするので、本市においてはよそで建設するよりも、かなり環境面に気合を入れて開発してもらわないといけないという、そういうご説明でよろしいでしょうか。

委員

○もうちょっと。すみません。もう一つ、評価条例に係る条例の緩和という点で、中高層建築が外されるということで、一方で高度地区の導入は間違いないですね、そういう意味で言ったら、例外となる東部拠点、江坂、ここで要するに無制限ということを考えておられるわけで、もう評価しないように早くできるように、開発するのに。

事務局

○江坂、それとさんくすと、さんくす広場のところと、東部拠点は高度制限をかけていないところになるのですが、江坂につきましては、航空法で高さ規制がすでにかかっておりまして、確か97mだったと思うのですが、以上の建物は建てられないことになっています。それから、さんくす、この駅前周辺ですが、当面、まず場所が無い、想定できないということで、大阪府条例が150mになっていますので、それを超えるものであれば、当然府条例にかかってくる。それから東部拠点ですが、これは環境まちづくり計画というものをすでに定めておりまして、その中で環境性能が非常に厳しい文言が書かれています。その規定の中でももちろん景観であるとか、エネルギーの消費のあり方というものがありまして、これが事業者が参入する際の基本的な基準になってくるということで、アセス以上の網がかかっていると市では位置付けております。当然対象事業になるものが出てきたら、さらに環境影響評価の対象にさせていただくのですが。

委員

○資料3の2の改正の趣旨の3行目以下の文章なのですが、「しかし、一部地域において条例の対象とならない規模での事業が集中的になされ、まちの様子が大きく変わった事例がみられます。」ということですね、私は初め話を聞いた時には対象規模が厳しくなるのではないかとというようにずっと受け取っていたのですけれども、途中で良く聞いてみるとそれはむしろ拡大したんだということなので。私は環境問題に熱心な人からもこういうことだというと、当然規模が縮小されるというように一般的には受け取れるのではないかと。それにもかかわらず拡大されたのはどういうことなんだという質問を受けました。これについては、ですからもっと丁寧に説明しないと、およそ普通の理解できる人から見れば、当然そういう今まで対象規模が大きかったために、地域の中の環境が影響を受けているという事実からは、こういう拡大するということにつながらないですね。ただ、それは色々な周辺の取組によって、対応していったということなのですけれども、実際には今まで事業者のそういう善意に基づいて、いろんな方策が取り組まれてきましたけれども、やはり善意だけでは、解決しない問題が具体的にニュータウンでも起こってしまっていて、そういうものに対する私は取組を期待していたのですけれども、今回の場合にはその辺の、やはり丁寧にこういう問題をどういう受け皿で解決していくのかというやはり説明が市民にもなされないと私は理解できないと思いますね。私は、審査会に属していますけれども、あまり審査会の中でそんなに時間をかけて検討する場に参加をしませんでしたので、私は非常にまちがった理解をして、ずっと臨んでいたわけなのですけれども、実際には対象地域が拡大されたと、特に吹田市の場合は住宅都市ですから、そういうマンションやなんかの建設というのは今後もどんどん増えていく、そういう可能性は十分にあるのですが、そのところが、対象規模が拡大されたことについては非常に丁寧な市民に対する説明とか、やはりそれを対応できるような受け皿をきちんと用意していただく必要があるのではないかとというように思います。

副会長

○あの、審議途中ですけれども、他の委員さんにお伺いします。ご質問、意見があるという方、大変恐縮ですが、挙手願えますでしょうか。あと、質問意見があるんだという方。ございませんか。無い様ですので、そしたら時間の方も大分超過しておりますので、この(2)の議案につきまして、内容を一応この委員会で、審議会で確認を、了承したということにさせていただき、本日いただきました…

委員

○ちょっと、待ってください。今回ですね、うちの会派とも議論をしているのですが、当日直接膨大な資料を配られて、了承した、というようなことはちょっと避けるべきだというようなことで、会派の意見です。ちょっとね、これ重

- 大な問題ですから1回きりの審議で、しかも当日配られた資料で推して判断するというのは難しいので、もう1回議論する、そういう時間を、ほしいんですよ。ちょっと判断しかねるし、これでOKというのは、そういう責任を持った、そういう判断できないと。私の意見はそういう、内容はともかくですよ、判断しにくい面がすごく多いんですよ。ちょっと、もうちょっと時間がほしいです。
- 副会長 ○はい、もうしばらく時間がほしいというような意見でございます。他の委員さん、いかがですか。
- 委員 ○特に評価技術指針がすごく分厚いものなのですけれども、答申なんですけれどもね、この答申を受けて作られる時に、例えばパブリックコメントみたいなことはされるのですか。されるのであれば、その時にまた意見も言えると思うのですけれども、その辺はご予定としてはどうなんですか。
- 事務局 ○パブリックコメントにつきましては、予定をいたしておりません。条例の中で、審査会のご意見をお聞きして策定する技術上の指針ということで位置付けられておりますので、そういった形で審査会の方でご答申をいただいたということでございます。
- 委員 ○そうしたら、先ほど条例のところ、まだ条例は決まってないんですけれども、条例の中に技術指針にも基づいてという文章があるっていうことですから、少なくとも議会の中で、審議の中で、これにかかわって審議できるということですね。その確認だけですけれども。
- 副会長 ○そうですね。
- 委員 ○はい、わかりました。
- 委員 ○認められたものとして、議会に送るといふ、それは困るということです。報告だけだったらいいんですよ。
- 委員 ○副会長の最後の取りまとめが…。
- 副会長 ○了承したという文言ですね。これ僕も、今、これを読めってもらっただけなので。
- 委員 ○今の話だったら、審査会の結果を受けて定めるものとするとしかなっていない、と言っている…。
- 事務局 ○我々、条例の文言どおり答申を受けて市のものにするという従来の発想しかなかったのですが、今ご意見をいただき、やはり中に重要な事項が様々ございますので、パブリックコメントをかけさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 委員 ○だから、時間を取って、議論をしたというのは、そういう審議を経たというのは、そういう報告はいいんですけれども、了承したという、そこまでちょっとね、そこまでの報告はちょっと勘弁してほしいなという。



- 副会長 ○委員の皆様、私が今、発言しましたのは、この議事（２）については内容を確認し、了承したということにさせていただきます、本日のいただいた意見につきましては、この先進的な取組をさらに発展させるため、今後の検討課題として引き続き検討してください、というこちらからの市に対する要望事項を付しての承認、という文言になっているのですが、これでは理解できないよ、という声が１件出たわけではございまして、いかがなものでしょうか。
- 委員 ○慣例を聞きたいのですが、これは可及的全会一致なんですか？それか、もし割れたら採決でも、挙手採決でもするのですか？事務局、ちょっと過去の取扱いを教えてください。三角というのは無いと思うんですよ。了承したか、しないのかという話だと思うんです。了承するにしても、こんな意見で了承とか。了承しない場合は意見なんかいらないと思うのですが。過去の取扱い、こうやってもし分かれた時に、全会一致を目指して議論を続けるのか、どうかで手を挙げて挙手採決でもするのか、どう取り扱ってるんですか。環境審議会では。
- 委員 ○反対とか、そういうことではなくて、判断しかねているという、会派でもそういう状況なんで、もうちょっと時間をほしいという、そういう趣旨で、これをOKというような、そういう理解で、会場での一致にはできないという。言っているのはそういう趣旨で、反対とは言ってないですよ。努力してもらっている点もあるので、そこをどう評価するか、非常にこれ難しいんですよ。商業団体の方の意見を聞いても、やはり話、噂では、反発されているという流れを聞きますからね。
- 事務局 ○恐れ入ります、こういう場合の例ということで、議長の方からのお尋ねでございまして。審議会規則第５条の第３項に審議会の議事は出席した委員等の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる、ということになっております。したがって、ここでは過半数というところの分岐点であると思っております。
- 委員 ○そういう報告なのですが、前の１２月会では別に決を、採決を取らずに議会に送られたわけでしょう？そういう扱いでも別に困るわけじゃないでしょ。結局、市として、重みを持たせたいというそういう趣旨で採決する…
- 委員 ○前回了解したから議会に送られた。
- 副会長 ○はい、そういうことや。
- 委員 ○そういう理解をしてなかったのですが。
- 委員 ○でも、そういうものですよ。
- 委員 ○一言意見を言っただけですよ。

- 委員 ○それでも、前回了解したから議会に送られた。
- 委員 ○ちょっと理解間違っていましたね。
- 委員 ○引き延ばせていうのは無いですよ。○か×しか。
- 委員 ○だから、委員会にかけるこの、だから今回、だから資料の配布問題で、せめて前日にほしいと、それもできない、当日机上配布ということだね。
- 事務局 ○環境基本条例にこの環境審議会の設置に関する条項がございまして、26条なんですけど、まず、審議会は諮問に応じて答申をするものとする、という事項がまず一つあります。この今回ご説明したこの議事は諮問事項ではございませんので、その次の項目、審議会は環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べるができること、これに基づいて、本日議事にさせていただいていると、ですので、明確な議決内容というよりも、できれば全委員の皆さんにご了承いただきたい、という趣旨の会かなと。設置規定ではそのようになってございます。
- 副会長 ○一応ですね、この意見が出ておりますように、了承したという、これ本当に私自身も、途中審議の中でね、時間的制約っていうものが非常に厳しいものがあるなど、いろんな先生方の意見が出されておりますので、これ、1時間半、2時間では大変厳しいな、というように感じておりましたし、それを了承し、という言葉で、文言でくくるというのは、大変厳しいなあと、というように思うのですが。いかがですか。確認をし、という文で終わるとかね。なおかつ、議案の(1)で出ていますように再度勉強会の開催を予定しますということだったと思いますので…
- 事務局 ○1はそういうことで、パートナーシップはそういうことでございます。2につきましては、いずれにいたしましても、継続審議になっている、案件についてお求めいただいたことについてのご審議をつまびらかにさせていただいた上でご審議をいただいているわけですので、ここでは確認をいただいて、私ども議会に臨ましていただくと、いうことだろうというように思っております。そういうことでございます。
- 副会長 ○そうしますと、この時間内で審議を、意見交換をしながら、審議をして採決を取りなさい、というのは反対意見が出るようであれば、採決を取りなさいという…。
- 事務局 ○文言がどうかは別にして、委員会、議会対応として、それについては了承をいただきたいということについては、少なくとも、いただいて、先ほど副市長の方からもございましたように、PDCAで当環境審議会の役割の関係でいいましたら、その辺については、今後のこともございますので、よろしくお願ひしたいなと。

委員 ○今おっしゃっているとおり、議事運営の問題なので、多分議長がそれを専決されたらいいんじゃないかなと思います。ですから、議長がもうちょっとこの案件については、審議が必要である、というように判断されれば、市の方にその旨伝えられて、市の方がそれを受けられるかどうか、というような運営上の問題であらうと思いますね。ただ、僕らがいただいた案内が、株式会社のように案件が、議案が決まっています、その議案1について賛否を問われるとか、そういう問題であれば、議案の1について賛否を問うとか、議案の2について賛否を問うとか、そういったような手続が多分必要になろうかと思いますが、この審議会ってというのが、そういう性格をもし持たずに市の条例でその審議会一般論として、審議しなければならないことが、多数決で決しなければならないような案件の場合は、議長がそれを判断されればいいんじゃないかな、と僕は個人的には思います。ですから、今の課題については、私は議長に一任したいというように考えますので、議長がどう判断されるかという問題ではないかな、運営上の問題のように僕には思えるんですが。

副会長 ○はい、ありがとうございます。

委員 ○今おっしゃるのはその通りですからあれですけども、せっかく時間を取って議論をしてもらったもので、一方的に聞くだけで、結局今の姿勢だと、意見だけで、そのまま行くんでしょ、議会に、ここで了解をもらったって言って。それでいいのかどうかです。だから、言われたことを全部、ここまでは修正しますとかね、表現だけ変えさせてもらって、これについてはもうちょっとフォローする資料は用意しますとかね、なんかしないと、今日の議論が生きないですね。生きないこととしていたら意味ないんですよ。それが、また、どこまでどうするのか、それだけはっきりしとかないといけないと思いますよ。採決取るような組織と違うからね。だから、今日の意見をどう生かすのかだけ、市の方で、議長が確かめられたらいいんですよ。それで、きちっとやると言うんだったら、どんなことをするのかという話。なにもしないでそのまま行くんだと、今日はガス抜きみたいな会議だと、いうことであれば、それならわかるが。はっきりさせとかないといけないですよ。

副会長 ○ありがとうございます。大勢の声がそういうことなんですよ。だから、大変重要な部分を賛否で決めるということもしたくない部分もありますし、時間もかなりオーバーしていますし、どうですか、再度意見まとめて検討しますと言うのか

事務局 ○今日、ご意見をいただいたことでいいですと、今後の課題、あるいは市の姿勢、こういったことについてのご指摘をいただいたという、この例えば技術指針について、この部分についてこう修正を、というような具体的な中身

というのは私はなかったなど。実際、今後の課題として、例えば複合的な影響の問題についての研究検討、それとそれに対しての私どもの姿勢の問題、それらについてどうなんだということだとか、あるいは環境コミュニケーションについてやはり市としてこれまでとは違う決意表明を、私どもはさせていただいた。そういったことを確認していただいたということだということのように思っているんですが。そういう意味では今日の議事録を起こしまして、その上でこれからの私どもの姿勢なり方向性、こういったものについては次回の環境審議会の中ではご報告はさしていただきたいなというようには思っておりますけれども。

委員 ○よろしいですか。話ぶり返すみたいで悪いですが、環境パートナーシップの議論の時も、会長がその用事で審議を制止するような場面もあったので、1、2踏まえて、もう一度審議会やったらどうですか。僕、意見言わないままにさっきも行ってしまったし、今回も意見言えない人っていうか、共通理解できてないままで、了解したっていう文言取り付けて議会に臨むっていうのは、やっぱりちょっとこれはだめですよ。常識的な対応しないと。

副会長 ○日程的にはどうなんですか。僕は打ち合わせやってないからわかりませんがね。

委員 ○3月議会にかけられないでもいいじゃないですか。環境審議会が整って無いので、3月議会にかけられないと、いうのもいいじゃないですか

事務局 ○それは…。それは申し訳ございません。

委員 ○どうせ改選なのですから。改選後にもう一度出し直すくらいのつもりでね、あせらずにやるということにしないと、いろんな意見が出ているわけでしょ？審議会踏み越えて議会に臨んで、そりゃ議会も当然だめですよ。パートナーシッププラザも言葉の意味すら分からないから入っているわけですよ。

事務局 ○パートナーシップは議会の云々ということではございませんから、必要な時にまた審議会、それと勉強会は当然喫緊の課題ですから、それはさせていただきますけれども、それと今回の環境影響評価条例の改正の関係については、これはまたちょっと別の問題ですので、学経の皆様、それと議員、議会から選出された委員の皆様、とにかくこの時期にもう一度開かしていただける条件があるかどうかということですよ。その辺ではご協力いただけるということであれば、できるだけ1週間、10日くらいの間には開催をさせていただけるという、いただきたいなというようには思いますけれども。

委員 ○意気込み見せて、そこまでやって、審議を尽して、熟議やということでは了解を得る努力をしないことには、このままだったら時間切れ時間切れで、本来11時に終わらないといけないところを1時間15分もオーバーしているわ

けですよ。

事務局 ○じゃあ、申し訳ございません。日程調整に乗っていただいて、再度開催をさせていただくということで…

副会長 ○委員の皆様よろしいですかね。今、行政の方から提案がございましたように、1週間、10日以内に再度会合を開かしていただきたい、ということでございますので、日程調整、会長の不在ですので、会長のご予定もお伺いをする中で、調整させていただくと、ということでよろしゅうございますか。

委員 ○異議無し

副会長 ○それでは、各委員につきましてはご意見を多数いただいておりますので、先進的な取組をさらに発展させる今後の課題とし、引き続き検討していただき、再度会合を設けていただく、ということを確認したということで閉めたいというように思います。その他の項目で事務局ございませんか。

事務局 ○特にはございません。

副会長 ○それでは、大変、議事進行、不手際がございまして長時間にわたりまして会合を開いていただきました。以上を持ちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

--閉会--